

## 函館市いじめ防止基本方針（改訂案）

改訂前	改訂後
<p>はじめに</p> <p>函館市教育委員会では、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために「函館市教育振興基本計画」を策定し、函館の教育がめざす人間像「自立」「共生」「創造」の実現に向けて、社会の変化を的確に捉えつつ、家庭、地域、学校などが連携・協働を図りながら取組を推進しています。</p> <p>本基本計画における6つの基本目標の「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」では、いじめの未然防止等に係る取組の推進や、道徳教育の推進等について示しています。</p> <p>各学校においては、この基本目標を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行ってまいりました。</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。</p> <p>平成29年2月に策定し、<u>平成30年3月に改訂しました「函館市いじめ防止基本方針」</u>につきまして、<u>平成30年4月1日「函館市いじめ防止対策審議会条例」の施行</u>を踏まえまして、このたび改訂することとしました。</p> <p>以下の「<u>函館市いじめ防止基本方針</u>」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの問題を克服することを目指して、強い決意をもって取り組むものです。</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月 教育長 <u>辻 俊行</u></p>	<p>はじめに</p> <p>函館市教育委員会では、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために「函館市教育振興基本計画」を策定し、函館の教育がめざす人間像「自立」「共生」「創造」の実現に向けて、社会の変化を的確に捉えつつ、家庭、地域、学校などが連携・協働を図りながら取組を推進しています。</p> <p>本基本計画における6つの基本目標の「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」では、いじめの未然防止等に係る取組の推進や、道徳教育の推進等について示しています。</p> <p>各学校においては、この基本目標を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行ってまいりました。</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。</p> <p><u>こうしたことから、本市におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、平成29年2月に「函館市いじめ防止基本方針（以下「本基本方針」という。）」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてまいりましたが、このたび令和元年10月に改訂しました「本基本方針」につきまして、令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」および令和6年8月に改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」</u>を踏まえまして、改訂することとしました。</p> <p>以下の「<u>本基本方針</u>」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの問題を克服することを目指して、強い決意をもって取り組むものです。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 教育長 <u>藤 井 壽夫</u></p>

〈目次〉	〈目次〉
はじめに	はじめに
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
(1) 基本理念 ----- 1	(1) 基本理念 ----- 1
(2) いじめの理解 ----- 1	(2) いじめの理解 ----- <u>1</u>
①いじめの定義 ----- 1	①いじめの定義 ----- 1
②いじめの態様 ----- 2	②いじめの態様 ----- 2
③いじめの要因 ----- 2	③いじめの要因 ----- 2
④いじめの解消 ----- 3	④いじめの解消 ----- 3
2 いじめの防止等のための役割と取組	2 いじめの防止等のための役割と取組
(1) 学校 ----- 4	(1) 学校 ----- 4
(2) 教職員 ----- 5	(2) 教職員 ----- 5
(3) 保護者 ----- 6	(3) 保護者 ----- 6
(4) 地域社会・市民 ----- <u>6</u>	(4) 地域社会・市民 ----- <u>7</u>
(5) 教育委員会 ----- 7	(5) 教育委員会 ----- 7
3 重大事態への対応	3 重大事態への対応
(1) 重大事態の定義 ----- 9	(1) 重大事態の定義 ----- 9
(2) 重大事態への <u>対処</u> ----- 10	(2) 重大事態 <u>発生時の対応</u> ----- 10
(3) 調査の主体 ----- 10	(3) 調査の主体 ----- 10
(4) 調査 <u>方法</u> ----- <u>10</u>	(4) 調査の <u>実施</u> ----- <u>11</u>
(5) 調査結果の <u>取扱い</u> ----- <u>11</u>	(5) 調査結果の <u>説明・報告</u> ----- <u>12</u>
	(6) <u>調査報告書で提言された再発防止策の実施</u> ----- <u>12</u>
	(7) <u>市長による再調査</u> ----- <u>13</u>
	(8) <u>重大事態への対応フロー～教育委員会が主体の場合</u> ----- <u>14</u>
<u>参考</u> <u>いじめの重大事態への対応</u> ----- <u>12</u>	(削除)
資料 函館市いじめ防止対策審議会条例 ----- <u>15</u>	あとがき ----- <u>16</u>
あとがき ----- <u>18</u>	資料 函館市いじめ防止対策審議会条例 ----- <u>19</u>
相談窓口一覧 ----- <u>21</u>	<u>函館市いじめ問題再調査委員会条例</u> ----- <u>22</u>
	相談窓口一覧 ----- <u>24</u>
<b>P1.2</b>	<b>P1.2</b>
<b>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方</b>	<b>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方</b>
(1) 基本理念	(1) 基本理念
いじめは、すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう)の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り	いじめは、すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう)の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、 <u>多様性を認め合</u>

組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行われなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

## (2) いじめの理解

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校内に組織されているいじめの防止等の対策のための組織を十分活用して客観的に判断し、対応する。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ インターネットを通じたいじめ等、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生

い、互いに支え合い、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行われなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

## (2) いじめの理解

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

○ 「いじめ」にあたるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を十分活用して客観的に判断し、対応する。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ インターネットを通じたいじめ等、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童生徒が多様性を認め合い、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ<sup>\*1</sup>」や「多様な背景を持つ児童生徒<sup>\*2</sup>」、「東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生し

<p>している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</p>	<p>ている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</p>
<p>P2 ②いじめの態様</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</li> <li>○仲間はずれ、集団による無視をされる。</li> <li>○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</li> <li>○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</li> <li>○金品をたかられる。</li> <li>○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</li> <li>○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</li> <li>○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。</li> </ul>	<p>P2 ②いじめの態様</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</li> <li>・仲間はずれ、集団による無視をされる。</li> <li>・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</li> <li>・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</li> <li>・金品をたかられる。</li> <li>・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</li> <li>・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</li> <li>・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。</li> </ul>
<p>P2, 3 ③いじめの要因</p> <p>いじめの要因を考えるに<u>当</u>たっては、次の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。</li> <li>○いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。</li> <li>○一人<u>ひとり</u>を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。</li> </ul>	<p>P2, 3 ③いじめの要因</p> <p>いじめの要因を考えるに<u>あ</u>たっては、次の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。</li> <li>・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。</li> <li>・<u>いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。</u></li> </ul> <p>※1 「性的マイノリティ」: LGBT (L: 女性同性愛者, G: 男性同性愛者, B: 両性愛者, T: 身体的性別と性自認が一致しない人)のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。</p> <p>※2 「多様な背景を持つ児童生徒」: 発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生</p>

<p>○いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず起こり得る。</p> <p>④いじめの解消 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「<u>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</u>」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。</p> <p>○いじめに係る行為が止んでいること 被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、<u>学校の設置者</u>または「<u>学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</u>」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。</p>	<p><u>徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。</u></p> <p>・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた「<u>性的マイノリティ</u>」、「<u>多様な背景を持つ児童生徒</u>」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず起こり得る。</p> <p>④いじめの解消 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、「<u>学校いじめ対策組織</u>」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーや<u>スクールソーシャルワーカー</u>などを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。</p> <p><b>【いじめに係る行為が止んでいること】</b> ・被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、<u>教育委員会</u>または「<u>学校いじめ対策組織</u>」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p><b>【被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと】</b> ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。</p>
<p>P4.5 <b>2 いじめの防止等のための役割と取組</b></p> <p><u>この</u>基本方針に基づき、すべての児童生徒のために、学校、教職員、保護者、地域社会・市民、教育委員会等が連携して、いじめの未然防止に努める必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 学校</p> <p>(中略)</p>	<p>P4.5 <b>2 いじめの防止等のための役割と取組</b></p> <p><u>本</u>基本方針に基づき、すべての児童生徒のために、学校、教職員、保護者、地域社会・市民、教育委員会等が連携して、いじめの未然防止に努める必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 学校</p> <p>(中略)</p>

<p>(中略)</p> <p>○ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの<u>認知に努める</u>。</p> <p>○ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認した<u>上</u>で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(中略)</p> <p>・「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等における組織的ないじめ未然防止等の取組</p> <p>(中略)</p>	<p>○ <u>校長のリーダーシップのもと、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>○ <u>学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。</u></p> <p>○ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、<u>全職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。</u></p> <p>○ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認した<u>うえ</u>で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(中略)</p> <p>・「学校いじめ対策組織」等における組織的ないじめ未然防止等の取組</p> <p>(中略)</p>
<p>P5 (2) 教職員</p> <p>(中略)</p> <p>○ 教職員は、児童生徒への理解を深め、<u>信頼関係を築き</u>、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したり<u>することなく、いじめの認知に努める</u>。</p>	<p>P5,6 (2) 教職員</p> <p>(中略)</p> <p>○ 教職員は、児童生徒への理解を深めるとともに、<u>児童生徒および保護者との信頼関係の構築に努め</u>、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したり<u>しない</u>。</p>

<p>○ 教職員は、一人<u>ひとり</u>の個性を生かした授業や学級経営を通して、自他を尊重する態度の育成に努める。</p> <p>○ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるとともに、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したり<u>することのない</u>よう十分留意する。</p> <p>○ 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校<u>における</u>いじめの防止等の対策のための組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。</p> <p>○ 教職員は、「学校<u>における</u>いじめの防止等の対策のための組織」等において情報共有を行った後は、事実関係を確認の<u>上</u>、組織的な対応方針の<u>下</u>、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>(中略)</p>	<p>○ 教職員は、一人<u>一人</u>の個性を生かした授業や学級経営を通して、自他を尊重する態度の育成に努める。</p> <p>○ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる<u>実践的指導力</u>を身に付けるとともに、<u>教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと</u>、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したり<u>しない</u>よう十分留意する。</p> <p>○ 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。</p> <p>○ 教職員は、「学校いじめ対策組織」等において情報共有を行った後は、事実関係を確認の<u>うえ</u>、組織的な対応方針の<u>もと</u>、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>(中略)</p>
<p>P6 (3) 保護者</p> <p>(中略)</p>	<p>P6,7 (3) 保護者</p> <p>(中略)</p> <p>○ <u>保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針および児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。</u></p> <p><u>また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>P6~8 (4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会</p>	<p>P7,8 (4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会</p>

(中略)

○ 教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題であると捉え、平成7年に、いじめの防止等のための対策等について、取組を充実させるために函館市いじめ等対策委員会を設置し、平成30年には、当該委員会を廃止のうえ、新たな附属機関である函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいる。今後、更にこの組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える集会」の開催やいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

(中略)

○ 教育委員会は、重大事態が発生した際、調査の主体を判断する。教育委員会が調査主体となる場合においては、函館市いじめ防止対策審議会において対応等について調査審議し、函館市いじめ防止対策審議会 いじめ防止対策部会および重大事態調査部会において、具体的な対応を行う。

【具体的な取組】

(中略)

・生徒指導協議会での情報共有

(中略)

(中略)

○ 教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題であると捉え、平成7年に、いじめの防止等のための対策等について、取組を充実させるために函館市いじめ等対策委員会を設置し、平成30年には、当該委員会を廃止のうえ、新たな附属機関である函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいる。今後、更にこの組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える集会」の開催やいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

(中略)

○ 教育委員会は、学校に対して、いじめの問題への対応は、校長の強力なリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。

○ 教育委員会は学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。

○ 教育委員会は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な使用に関する教育の推進に必要な取組を進める。

○ 教育委員会は、重大事態が発生した際、調査の主体を判断する。教育委員会が調査主体となる場合においては、函館市いじめ防止対策審議会において対応等について調査審議し、函館市いじめ防止対策審議会重大事態調査部会において、具体的な対応を行う。

【具体的な取組】

(中略)

・生徒指導協議会 等での情報共有

(中略)



## 3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

## (1) 重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

## ■ 「心身または財産に重大な被害」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などが該当する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定

「いじめの防止等のための基本的な方針」より

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## ■ 「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定

「いじめの防止等のための基本的な方針」より

## 3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法（以下法という。）第28条第1項において、学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

## (1) 重大事態の定義

○ 重大事態とは、法において、次のように定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当の期間」については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。

○ 児童生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見て報告・調査等にあたる。

○ 児童生徒やその保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて

<p>P10, 11</p> <p>(2) 重大事態への対処</p> <p><u>(1)の重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになります。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告します。</u></p> <p><u>教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、調査の主体を判断します。また、事案により所轄警察署に通報します。</u></p> <p>(3) 調査の主体</p> <p><u>学校から重大事態発生 の報告を受けた教育委員会は、その事案について調査の主体を判断します。</u></p> <p>①学校が主体となる場合</p> <p><u>「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において重大事態の調査等を行います。この時、教育委員会は学校に対して、必要な指導、適切な支援を行います。</u></p> <p>②教育委員会が主体となる場合</p> <p><u>函館市いじめ防止対策審議会に、いじめ防止対策部会および重大事態調査部会を設置し、重大事態への対応等について調査審議を行います。</u></p>	<p><u>重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。</u></p> <p>P10~12</p> <p>(2) 重大事態発生時の対応</p> <p>○ <u>重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになる。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校いじめ対策組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告する。教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、教育委員会会議において教育委員にも報告する。</u></p> <p>○ <u>学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒<sup>※3</sup>の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。</u></p> <p>○ <u>学校から重大事態発生 の報告を受けた教育委員会は、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援を迅速に行う。</u></p> <p>○ <u>児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、市長の判断等により、函館市総合教育会議を開催し、速やかに、市長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する。</u></p> <p>○ <u>重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒やその保護者との情報共有が重要であり、教育委員会または学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整にあたり、情報が途切れないようにする。</u></p> <p>(3) 調査の主体</p> <p>○ <u>法律上、重大事態調査は学校の設置者または学校が行うものとされており、教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、教育委員会が行う。</u></p> <p><b>【学校が主体となる場合】</b></p> <p>・「学校いじめ対策組織」等において重大事態の調査等を行う。この時、教育委員会は学校に対して、必要な指導、適切な支援を行う。</p> <hr/> <p><b>【教育委員会が主体となる場合】</b></p> <p>・函館市いじめ防止対策審議会に、重大事態調査部会を設置し、重大事態への対応等について調査審議を行う。</p> <p><sup>※3</sup> <u>対象児童生徒：“いじめにより重大な被害が生じた”疑いまたは“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒</u></p>
--	--

※ ①, ②どちらの場合においても, 当該重大事案の態様によって, 当該いじめ事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て, 当該調査の公平性・中立性を確保します。

#### (4) 調査方法

学校や教育委員会は, 当該重大事態に至る要因等を明確にするため, 聞き取りや質問紙調査を行い, 以下のような事実関係を明確にします。

- ・いつ (いつ頃から) ・どこで ・誰が
- ・何を ・どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

○ 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く, 調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案は以下のとおり。

#### 【特に熟慮する必要性が高い事案】

- ・対象児童生徒が死亡しており, 自殺または自殺が疑われる重大事態
- ・対象児童生徒と関係児童生徒<sup>\*4</sup>の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり, 詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

○ 重大事態の態様によって, 当該事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て, 重大事態調査の公平性・中立性を確保する。

○ 例えば, 教育委員会が主体となる場合, 公平性・中立性が確保された調査組織とするため, 函館市いじめ防止対策審議会に第三者にあたるものを追加して調査を行うことが考えられる。

○ 教育委員会は, 函館市いじめ防止対策審議会において, 専門家や第三者として調査に参画する委員を迅速に確保できるよう職能団体等との連携体制の構築に取り組む。

#### (4) 調査の実施

##### 【調査の目的】

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし, 教育委員会および学校が事実に向き合うことで, 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ・調査を実りあるものにするために, 教育委員会および学校自身が, たとえ不都合なことがあったとしても, 事実に向かって向き合う。

※ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

<sup>※4</sup> 関係児童生徒：いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒

##### 〈明確にする事項の例〉

- ・いつ (いつ頃から) ・どこで ・誰が
- ・何を ・どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

##### 【調査の開始】

<p><u>いじめを受けた児童生徒、およびいじめを行った児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行います。いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>調査を始める前に対象児童生徒やその保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。また、関係児童生徒やその保護者への説明も行う。</u></li> </ul> <p><b>【調査の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象児童生徒や関係児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。</u></li> <li>・ <u>対象児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで調査に着手する。</u></li> <li>・ <u>対象児童生徒やその保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。</u></li> </ul>
<p>P11</p> <p>(5) 調査結果の取扱い</p> <p>教育委員会または学校は、<u>いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に提供します。また、教育委員会は、調査結果について市長に報告し、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>P12, 13</p> <p>(5) 調査結果の説明・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に対して調査に係る情報提供および調査結果の説明を適切に行う。</u></li> <li>○ <u>教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。</u></li> <li>○ <u>教育委員会は、函館市総合教育会議において、調査結果を市長に報告し、対象児童生徒またはその保護者が希望する場合には、対象児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">(6) 調査報告書で提言された再発防止策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>教育委員会や学校においては、調査報告書の内容および提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応および組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">(7) 市長による再調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>市長による再調査は、教育委員会から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると市長が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができる。</u></li> <li>○ <u>再調査は、函館市いじめ問題再調査委員会において行う。</u></li> <li>○ <u>再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒やいじめを行った児童生徒、保護者への説明を行う。</u></li> <li>○ <u>法に基づき、函館市、教育委員会および学校は、当該事案への対処や再発防止の取組を行う。</u></li> <li>○ <u>市長は、再調査の結果を市議会に報告する。</u></li> </ul>

P12～14

参考

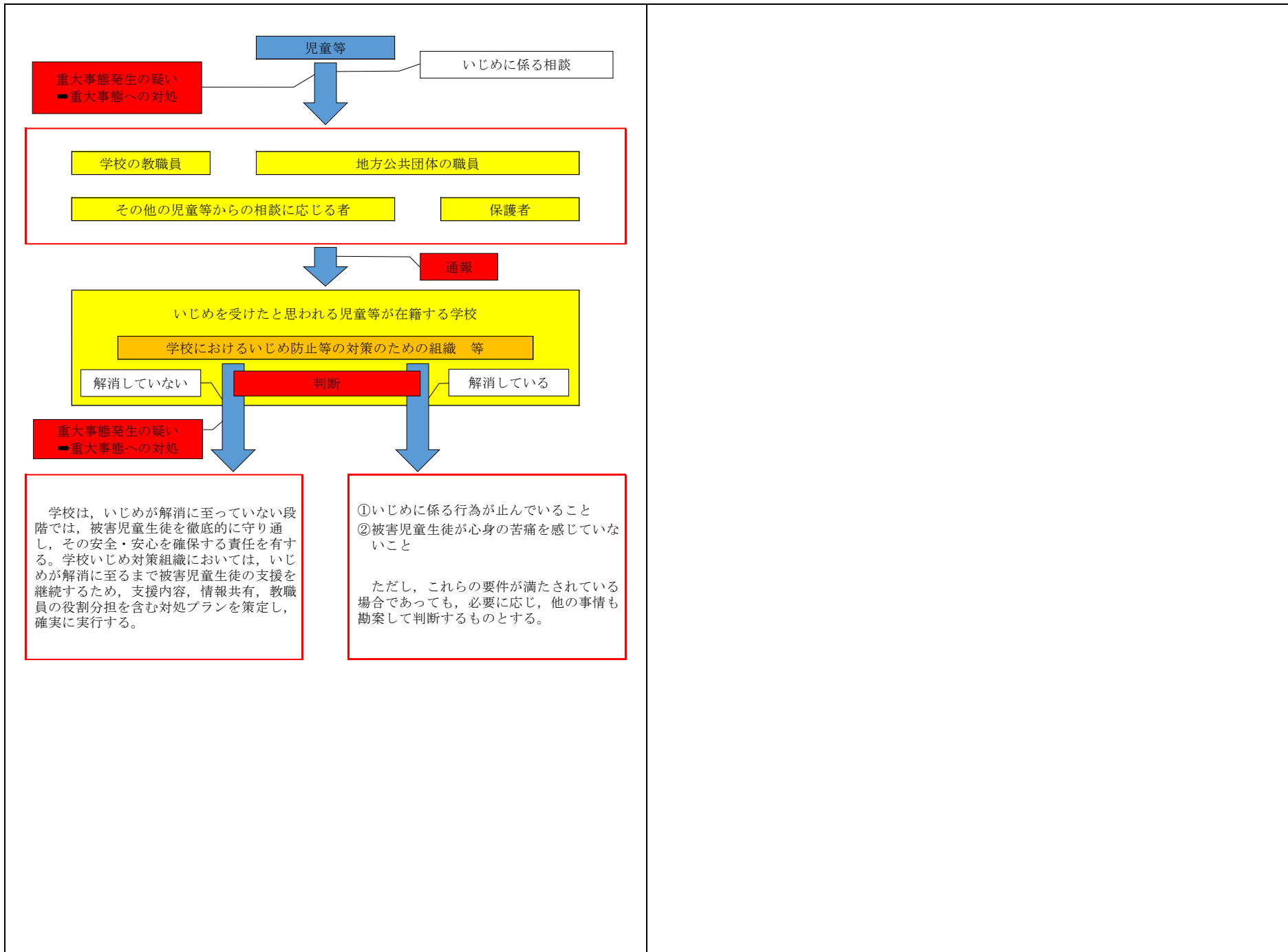
(削除)

いじめの重大事態への対応

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- いじめの防止等のための基本的な方針  
（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改訂 平成 29 年 3 月 14 日））
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）

1. いじめに対する措置

法第 23 条第 1 項では、「学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」とされている。



重大事態発生の疑い  
→ 重大事態への対処

児童等

いじめに係る相談

学校の教職員

地方公共団体の職員

その他の児童等からの相談に応じる者

保護者

通報

いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 等

解消していない

判断

解消している

重大事態発生の疑い  
→ 重大事態への対処

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

## 2 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

### (1) 重大事態の意味

「いじめにより」とは法第28条第1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

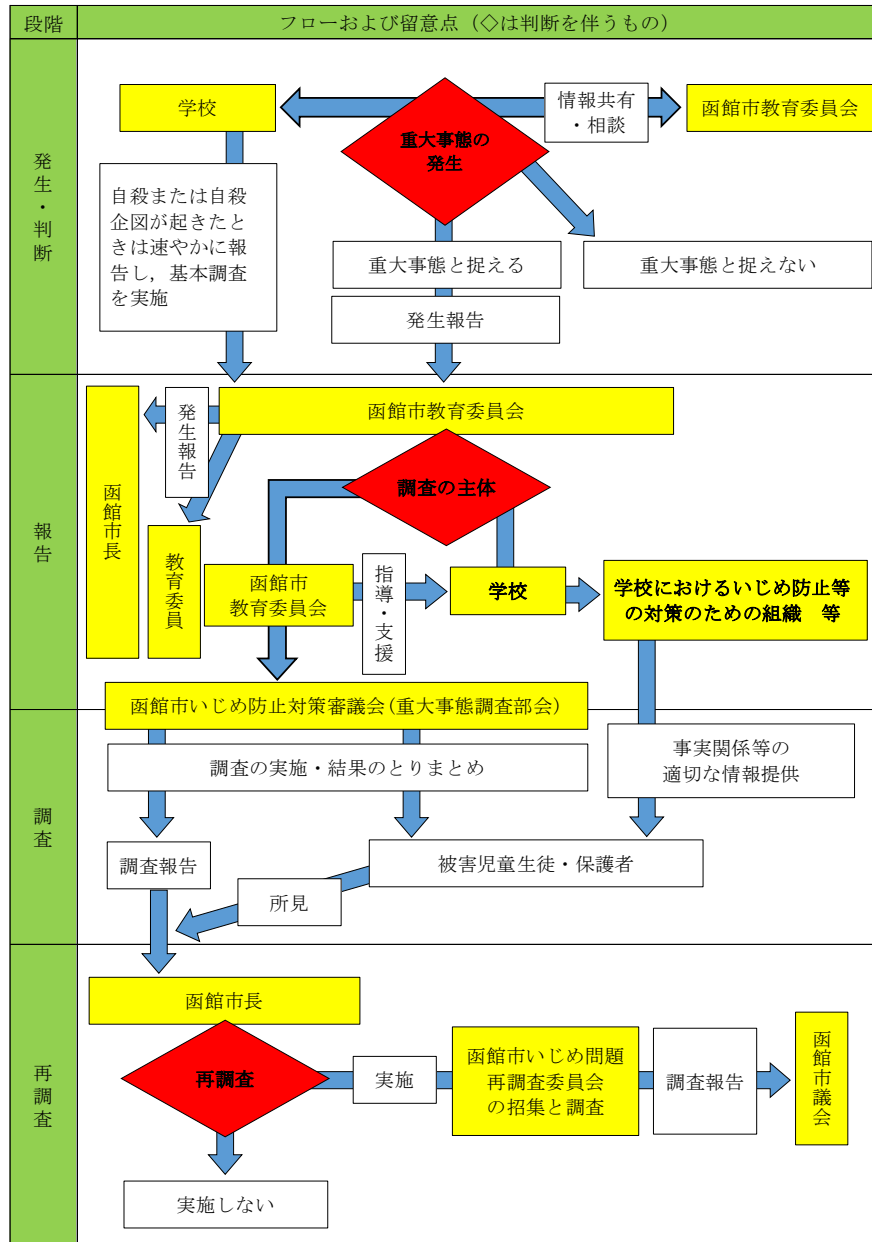
同項第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず学校の設置者または、学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### (2) 重大事態の調査の目的

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処および同種の事案の再発防止が目的である。

(3) 重大事態への対処フロー

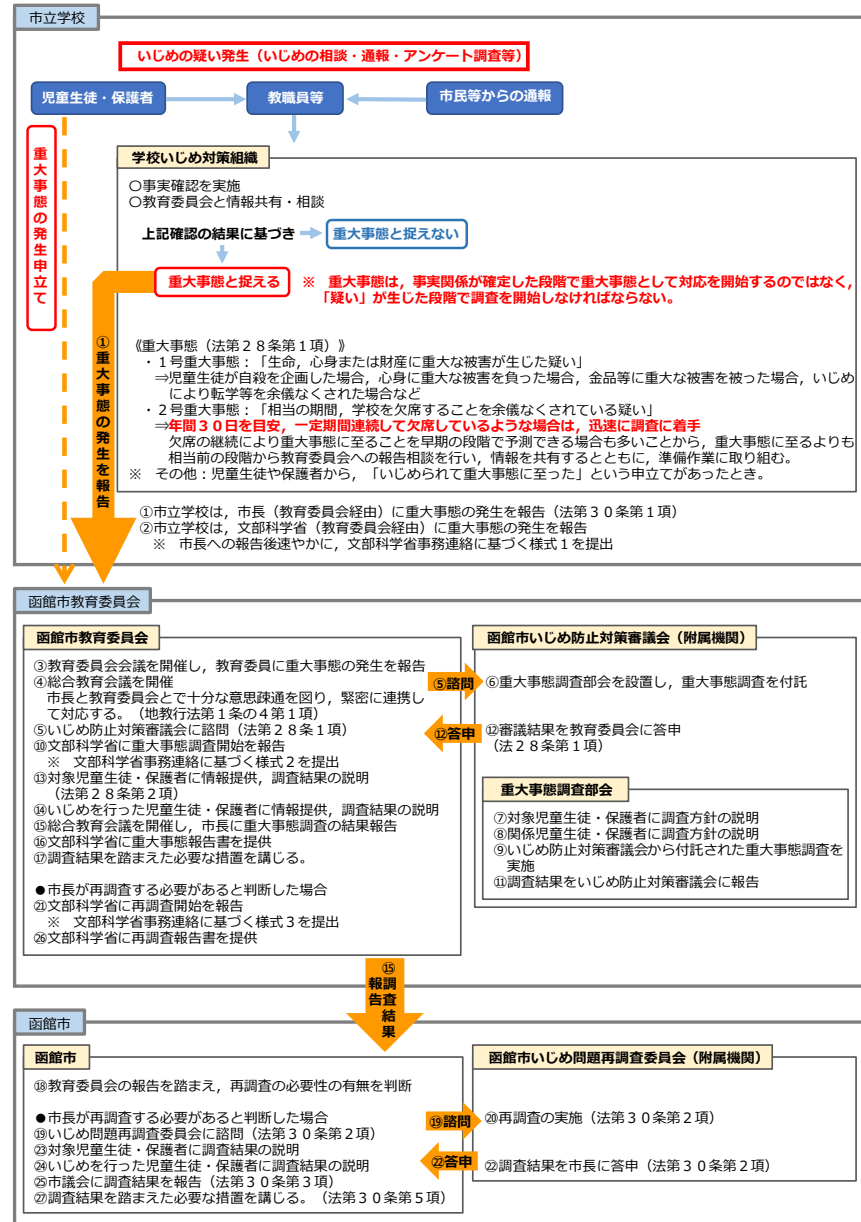




(新設)

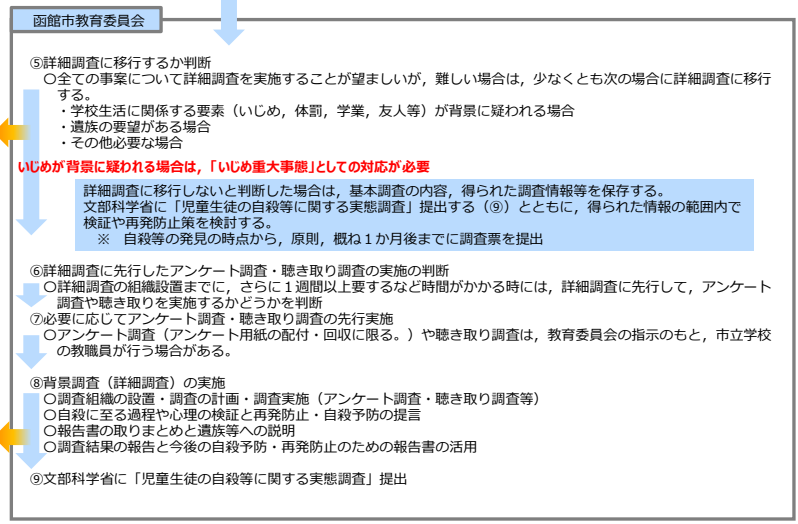
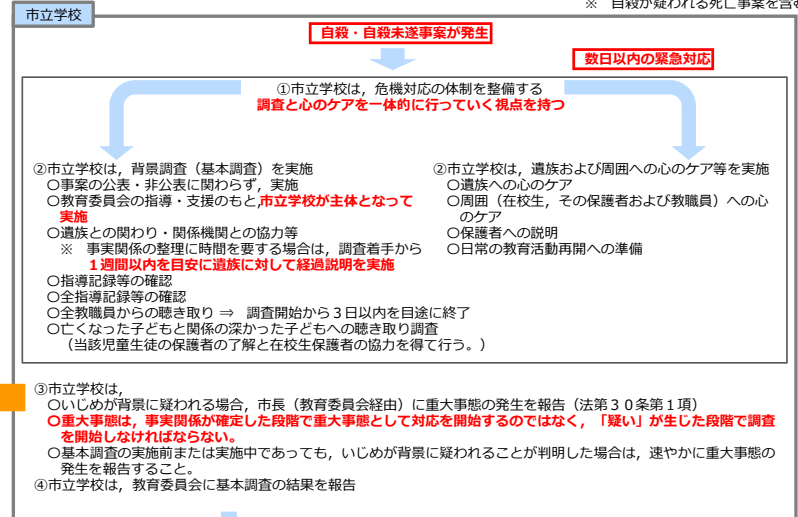
P14, 15

(8) 重大事態への対応フロー図～教育委員会が調査主体の場合



いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

※ 自殺が疑われる死亡事案を含む



いじめ重大事態としての対応に移行

自殺の背景調査の指針に基づく基本調査（上記②）および詳細調査（同⑧）は、法第28条に基づく重大事態の調査にあたる。（子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針3の（3））

P15~17

函館市いじめ防止対策審議会条例

(中略)

P19~23

資料

○ 函館市いじめ防止対策審議会条例

(中略)

○ 函館市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項の規定による調査に資するため、函館市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員等)

第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

	<p><u>(庶務)</u>  <u>第8条 委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。</u></p> <p><u>(補則)</u>  <u>第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>
<p>P18~20  あとがき</p> <p>(中略)</p> <p>【いじめ撲滅宣言】</p> <p>(中略)</p> <p>私たち一人<u>ひとり</u>は、かけがえのない人間です。  いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかねない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一人<u>ひとり</u>が行動を起こすために、次のことを宣言します。</p> <p>(中略)</p> <p>【函館市いじめ等対策委員会からのメッセージ】</p> <p>(中略)</p>	<p>P16~18  あとがき</p> <p>(中略)</p> <p>【いじめ撲滅宣言】</p> <p>(中略)</p> <p>私たち一人<u>一人</u>は、かけがえのない人間です。  いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかねない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一人<u>一人</u>が行動を起こすために、次のことを宣言します。</p> <p>(中略)</p> <p>【函館市いじめ等対策委員会<sup>※5</sup>からのメッセージ】</p> <p>(中略)</p> <p><u>※5 函館市いじめ等対策委員会：平成30年に当該委員会を廃止のうえ、函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいます。</u></p>
<p>P21  相談窓口一覧</p> <p>函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一助として、学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保護者のために、「子どもの悩み相談電話」を開設しています。</p>	<p>P24  ○ 相談窓口一覧</p> <p>函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一助として、学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保護者のために、「<u>はこだて子どもホットライン (子どもの悩み相談電話)</u>」を開設しています。</p>

◆ はこだて子どもほっとライン ◆

□ はこだていじめSOSダイヤル

TEL 0138 (57) 3009

TEL 0138 (57) 6644

(函館市北海道教育センター内)

相談日: 毎週 月曜日～金曜日 (祝日をのぞく)

8:45～17:30

□ 函館市北海道教育センター

TEL 0138 (57) 8251

□ 函館市教育委員会学校教育課

TEL 0138 (21) 3557

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

□ 子ども何でも相談110番 0138 (32) 3192

□ 子ども人権110番 0120-007-110

□ 函館家庭生活カウンセラークラブ

月・水・金(10時～15時) 火・木(18時30分～20時30分)

0138 (23) 4188

木曜日(13時～16時) 0138 (45) 5581

火曜日(10時～15時) 0138 (57) 6161

□ はこだて子どもホットライン (子どもの悩み相談電話)

・相談日 毎週月曜日～金曜日 (祝日を除く。)

・時間 8時45分～17時30分

・電話 0138 (57) 6644 (函館市こころの相談員相談電話)

0138 (57) 3009 ( )

0138 (57) 8251 (函館市北海道教育センター)

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

□ 函館市子ども家庭センター 子どもなんでも相談110番

月(8時45分～19時) 0138 (32) 3192

火～金(8時45分～17時30分) } 0800-800-0879

※ 祝日を除く。 } (子ども専用電話)

□ 函館地方法務局 子どもの人権110番

月～金(8時30分～17時15分) 0120-007-110

□ 法務少年支援センターはこだて

月～金(9時～17時) 0138 (30) 7877

※ 12時～13時および祝日を除く。

函館市いじめ防止基本方針

・平成29年2月策定

・平成30年3月改訂

・令和元年10月改訂

・令和 年 月改訂

発行／函館市教育委員会（学校教育部教育指導課）

〒040 - 8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3557 ファックス 0138-26-7901

電子メール shidou@city.hakodate.hokkaido.jp